

新型コロナウイルスの影響による運転免許証の有効期限の延長措置、失効手続について

有効期限の延長措置について

更新期間内に、運転免許証の住所を管轄する各運転免許試験場、中央・厚別優良運転者更新センター及び各警察署に運転免許証を持参のうえ、お申し出いただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。なお、その際に更新手続開始申請書を提出していただきます。（受付窓口を用意してあります。）

※この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を改めて受けていただく必要**があります。通常の更新手続場所は、更新連絡書に記載された手続場所となります。

【対象者】

免許証の有効期間又は既に更新期間の延長措置を受け措置後の運転及び更新可能期間が令和3年3月31日までの方（失効者を除く）

【受付時間】

各警察署 平日 8時45分～17時

各運転免許試験場 平日、日曜日 8時45分～17時

（函館、旭川、釧路、帯広、北見運転免許試験場は日曜日は第1、第3日曜日のみ）

新型コロナウイルスの影響による失効手続について

新型コロナウイルスの影響により運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、必要な講習を受講したうえで、有効期限切れの再取得申請（特別新規申請）をすることができます。再取得に係る運転免許試験は、適性試験に合格すれば、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

※詳しくはお近くの運転免許試験場又は警察署に問い合わせください。

（違反等で申請できない場合もございます。）

詳しくは、お近くの運転免許試験場、又は警察署までお問い合わせください。